

令和6年度浜松市こども誰でも通園制度試行的事業 ～実施施設での利用予約が始まりました～

令和6年度新規事業「浜松市こども誰でも通園制度試行的事業」について、6月3日から実施施設での利用予約の受付を開始しました。

1 利用までの流れ

- (1) 利用認定の申請（5月10日～ 随時申請可能）※詳細は下記参照
子育て情報サイトぴっぴのオンライン申請のバナーから申請をする。
- (2) 利用認定証の受領
利用認定証を受領する（申請から1週間程度で発行、郵送）。
※6月5日時点 認定数 43件
- (3) 利用予約（6月3日～）
認定証受領後、利用を希望する施設へ電話等で申し込みを行い予約する。
※子育て情報サイトぴっぴに実施施設、施設ごとの受入可能枠を掲載。
- (4) 利用開始（7月1日～）
予約した施設での利用開始

2 利用認定の申請方法（オンライン申請の方法）

① 子育て情報サイトぴっぴから

「こども誰でも通園制度」のページを表示



② 『浜松市オンライン申請』のバナーをクリック

③ 必要項目を入力して申請



利用までの流れ

- 利用認定申請
事前にオンラインで、浜松市役所幼保支援課へ利用認定の申請書を提出してください。
- 認定証の受領
申請から1週間程度で認定証を発行し、郵送されます。利用予約をする際は、認定証が必要になります。
- 利用予約
認定証を受領後、利用を希望する施設へ電話等で申込みを行い、予約をしてください。
注1) 利用希望の施設で事前の面談等を行う場合があります。
注2) 施設の職員配置等によっては希望どおりの利用ができない場合があります。

実施内容

利用可能時間

<令和6年度浜松市こども誰でも通園制度試行的事業の概要>

1 背景・目的

- ・国は、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「(仮称)こども誰でも通園制度」の創設を予定している。
- ・令和8年度からの本格実施を見据え、本市における保育施設等の実情に即した制度設計に向けた課題等の検証を行うため、試行的事業を実施する。

2 実施施設等

- ・市内の保育施設等（認定こども園・市立保育所・私立幼稚園・小規模保育事業）
計26施設で実施 ※詳細は別紙参照
- ・実施施設ごとに利用可能枠（① 9:00～11:00、② 11:00～13:00、③ 13:00～15:00、④ 15:00～17:00）の定員・受入年齢を設定し、受け入れを行う。
- ・実施期間：令和6年7月1日～令和7年3月31日

3 利用対象者

試行的事業では、次のいずれにも該当するこどもを対象とする。

- ・市内に在住している
- ・生後6カ月から満3歳未満である
- ・幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない
- ・次のいずれかに該当する世帯である
 - (ア) ひとり親世帯
 - (イ) 妊婦の世帯
 - (ウ) 生後6カ月から満3歳未満の多胎児のいる世帯
 - (エ) その他、子育てやこどもの発達などに不安を感じている世帯

4 利用料等

- ・1回（2時間）あたり600円
- ・利用時間は、利用児童一人あたり1日1回、月上限5回（10時間）とする。
- ・市民税非課税世帯などの要件に該当する場合は、免除措置あり

5 その他

- ・利用には、事前に市への利用認定申請が必要（オンライン申請）
※5月10日より受付開始
- ・利用予約は6月3日より各実施施設にて受付開始
- ・詳細は、「子育て情報サイトぴっぴ」に記載

